



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1206	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1207	〃	(〃).....	2
1208	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	2
1209	生活保護法による施術機関の指定	(〃).....	2
1210	平成23年度和歌山県准看護師試験の実施	(医務課).....	3
1211	救急病院の申出の撤回	(〃).....	3
1212	〃	(〃).....	3
1213	救急病院の認定	(〃).....	4
1214	〃	(〃).....	4
1215	保安林の指定	(森林整備課).....	4
1216	土地収用法に基づく手続の開始	(用地対策課).....	4
1217	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	5
1218	〃	(〃).....	7
1219	〃	(〃).....	7
1220	指定構造計算適合性判定機関の住所及び事務所の所在地の変更の届出	(建築住宅課).....	9

○ 訓令

*12	和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令	(管財課).....	9
-----	------------------------	------------	---

○ 監査公表

監査公表第19号	10
----------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1206号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年12月28日まで縦覧に供する。

平成23年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成23年10月28日
- 名称
特定非営利活動法人南海せとうちジオガーデン
- 代表者の氏名
岡本素治
- 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市大川318番地

5 定款に記載された目的

この法人は、会員に対して、学術振興を図り青少年の健全育成に寄与し地域環境の向上保全に関する事に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1207号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年1月3日まで縦覧に供する。

平成23年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成23年11月1日

2 名称

特定非営利活動法人世界遺産の環境を守る会

3 代表者の氏名

久場共見子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県岩出市森111番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、世界遺産の環境を守る為の活動に関する事業を行い、ユニセフの活動に協力するとともに、美しい自然、美しい地球を、未来を担う子供達に手渡すことに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日薬 15-23	みかん薬局	日高郡日高町荊木562-1	平成 23.10.1
西薬 29-23	まちかど薬局みなべ店	日高郡みなべ町埴田1574番地8	平成 23.11.1

和歌山県告示第1209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定	氏 名	名 称	所 在 地	指 定
-----	-----	-----	-------	-----

番号				年月日
東柔 12-23	汐崎誠治	みさき整骨院	東牟婁郡串本町串本1801-102	平成 23.6.6

和歌山県告示第1210号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、平成23年度和歌山県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成23年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験日時

平成24年2月11日(土)午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

和歌山県勤労福祉会館プラザホープ

和歌山市北出島一丁目5番47号

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 出願受付期間

平成24年1月5日(木)から同月10日(火)まで(締切日消印有効)とする。

なお、書類は簡易書留郵便による提出とし、封筒表面に「准看護師試験願書」と朱書きすること。

5 出願書類提出先

〒640-8585(県庁専用郵便番号)

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県福祉保健部健康局医務課看護班

6 受験手数料

6,900円(和歌山県証紙を受験願書に貼り付け、消印をしないこと。ただし、県外在住者にあつては、証紙の代わりに現金を送付してもよい。この場合、現金書留とすること。)

7 試験についての問い合わせ先

和歌山県福祉保健部健康局医務課看護班

電話番号 073-441-2605

和歌山県告示第1211号

次の病院について、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成23年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 名称 国保直営串本病院

2 所在地 東牟婁郡串本町串本2175番地の1

3 失効日 平成23年10月31日

和歌山県告示第1212号

次の診療所について、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成23年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人一穂会 武用整形外科
- 2 所在地 和歌山市鳴神1005
- 3 失効日 平成23年10月31日

和歌山県告示第1213号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 くしもと町立病院
- 2 所在地 東牟婁郡串本町サンゴ台691-7
- 3 有効期限 平成26年11月1日

和歌山県告示第1214号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人須佐病院
- 2 所在地 和歌山市吹屋町4丁目30
- 3 有効期限 平成26年11月9日

和歌山県告示1215号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字宮川字中陰地646の2・652(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1216号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第34条の規定による申立てがあったので、法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月18日

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 一般国道371号改築工事(橋本バイパス・和歌山県橋本市柱本字沓掛地内から同市柱本字深山地内まで、同市橋谷字上平地内から同市橋谷字不動平地内まで及び同市御幸辻字田中垣内地内から同市小原田字佃地内まで)並びにこれに伴う市道及びため池付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
和歌山県橋本市柱本字沓掛、字西ノ谷及び字深山並びに光陽台一丁目地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地
和歌山県橋本市柱本字深山及び光陽台一丁目地内
- 4 法第34条の4の規定による図面の縦覧場所
橋本市役所

和歌山県告示第1217号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
江西谷川(4-365-1-019)、宮谷川(4-365-1-020)、くるみ谷川-1(4-365-1-021-1)、くるみ谷川-2(4-365-1-021-2)、江利川谷川(4-365-1-022)、楠本谷川支川(4-365-2-008)、尼ヶ瀬谷川(4-365-2-009)、渡瀬谷川支川(4-365-2-010)、渡瀬谷川(4-365-2-011)、細野谷川(4-365-2-055)、屈田谷川(4-365-2-056)、かまその谷川(4-365-1-001-1)、海瀬谷川(4-365-1-003)、中の組下谷川(4-365-1-004)、上の組谷川(4-365-1-006)、森の谷川(4-365-1-007-2)、植木組上谷川(4-365-2-001)、床倉谷川(4-365-2-002)、吉祥寺東谷川(4-365-2-003)、中の組上谷川(4-365-2-004)、山ぶき谷川(4-365-2-096)、小一谷川(4-365-2-081)、下大西谷川(4-365-2-047)、田中谷川(4-365-2-048-1)、田中谷川(4-365-2-048-2)、茶屋垣内谷川(4-365-2-052)、板尾南谷川(4-365-2-053)、嵯峨(I-843)、柵(I-846)、経塚(I-847)、柵(2)(I-3806)、楠本尼ヶ瀬(II-3402)、楠本西谷(1)(II-3403)、西谷(1)(II-3405)、西谷(2)(II-3406)、楠本西谷(3)(II-3407)、楠本前川(1)(II-3408)、楠本前川(2)(II-3409)、楠本前川(3)(II-3410)、楠本野沢(II-3411)、楠本結城(1)(II-3412)、楠本結城(2)(II-3413)、楠本北野(II-3414)、大平(2)(II-3415)、楠本柵(II-3416)、楠本曾弥(II-3417)、楠本天町(II-3418)、楠本宮前(1)(II-3419)、楠本宮前(2)(II-3420)、楠本宮前(3)(II-3421)、楠本小中(II-3423)、楠本脇浦(1)(II-3424)、楠本脇浦(2)(II-3425)、楠本細尾(1)(II-3426)、楠本上道(II-3437)、楠本細尾(2)(II-3438)、楠本(II-3439)、楠本・楠本(II-3440)、楠本(104)(I-40009)、楠本(118)(I-40010)、楠本(134)(I-40011)、楠本(135)(I-40012)、楠本(101)(II-40016)、楠本(102)(II-40017)、楠本(103)(II-40018)、楠本(105)(II-40019)、楠本(106)(II-40020)、楠本(107)(II-40021)、楠本(108)(II-40022)、楠本(109)(II-40023)、楠本(110)(II-40024)、楠本(111)(II-40025)、楠本(113)(II-40027)、楠本(114)(II-40028)、楠本(115)(II-40029)、楠本(116)(II-40030)、楠本(117)(II-

40031)、楠本(119)(Ⅱ-40032)、楠本(120)(Ⅱ-40033)、楠本(121)(Ⅱ-40034)、楠本(123)(Ⅱ-40036)、楠本(124)(Ⅱ-40037)、楠本(125)(Ⅱ-40038)、楠本(126)(Ⅱ-40039)、楠本(127)(Ⅱ-40040)、楠本(128)(Ⅱ-40041)、楠本(129)(Ⅱ-40042)、楠本(130)(Ⅱ-40043)、楠本(131)(Ⅱ-40044)、楠本(132)(Ⅱ-40045)、岡野(I-875)、上湯川天場(1)(Ⅱ-3568)、上湯川天場(2)(Ⅱ-3569)、上湯川天場(3)(Ⅱ-3570)、上湯川出会(1)(Ⅱ-3571)、上湯川出会(2)(Ⅱ-3572)、上湯川天場(4)(Ⅱ-3573)、弓場(Ⅱ-3693)、上湯川西番(Ⅱ-3694)、上湯川前ノ番(Ⅱ-3695)、平林(Ⅱ-3696)、上湯川近井(Ⅱ-3697)、上湯川(107)(Ⅱ-40013)、上湯川(106)(Ⅱ-40056)、上湯川(101)(Ⅱ-40057)、上湯川(103)(Ⅱ-40058)、上湯川(104)(Ⅱ-40059)、上湯川(105)(Ⅱ-40060)、上湯川(102)(Ⅲ-40004)、陰地手(Ⅱ-3537)、板尾大岩(3)(Ⅱ-3538)、板尾大岩(4)(Ⅱ-3539)、板尾大岩(5)(Ⅱ-3540)、板尾大岩(6)(Ⅱ-3541)、大西(Ⅱ-3542)、板尾宮浦(Ⅱ-3543)、板尾下林(1)(Ⅱ-3544)、板尾下林(2)(Ⅱ-3545)、板尾(110)(Ⅱ-40046)、板尾(103)(Ⅱ-40049)、板尾(105)(Ⅱ-40051)、板尾(106)(Ⅱ-40052)、板尾(107)(Ⅱ-40053)、板尾(108)(Ⅱ-40054)、板尾(109)(Ⅱ-40055)、板尾(111)(Ⅲ-40003)、岩瀬戸(I-804)、西田・栗生3(I-805)、東田・上山・栗生3(I-806)、栗生(I-808)、大和杉・淀瀬・栗生・栗生(2)(I-809)、北鳥瀬・宮口・五村口・栗生(2)(I-812)、栗生(3)(I-815)、小一谷(I-816)、栗生床倉(2)(I-3792)、栗生植木原(I-3793)、栗生海瀬(2)(I-3794)、栗生南鳥瀬(1)(I-3802)、栗生南鳥瀬(2)(I-3803)、栗生南鳥瀬(3)(I-3804)、栗生南鳥瀬(4)(I-3805)、栗生床倉(1)(Ⅱ-3612)、栗生海瀬(1)(Ⅱ-3613)、栗生田ノ尻(Ⅱ-3614)、栗生下今井(1)(Ⅱ-3615)、栗生下今井(2)(Ⅱ-3616)、栗生下今井(3)(Ⅱ-3617)、栗生上浦(Ⅱ-3618)、栗生東大田(Ⅱ-3619)、栗生小一谷(1)(Ⅱ-3620)、栗生小一谷(2)(Ⅱ-3621)、栗生岩瀬戸(Ⅲ-1667)、栗生南鳥瀬(Ⅲ-1668)、栗生(4)(Ⅳ-4009)、栗生岩瀬(Ⅳ-4010)、茶屋垣内(I-884)、野手(I-885)、大岩(I-886)、田中(I-888)、大野(1)(I-3786)、板尾大岩(7)(I-3787)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

かまその谷川(4-365-1-001-2)、植木組下谷川(4-365-1-002)、中の組中谷川(4-365-1-005)、森の谷川(4-365-1-007-1)、上の組上谷川(4-365-2-005)、上の組南谷川(4-365-2-095)、榎瀬谷川(4-365-2-097)、楠本(112)(Ⅱ-40026)、楠本(122)(Ⅱ-40035)、板尾(101)(Ⅱ-40047)、板尾(102)(Ⅱ-40048)、板尾(104)(Ⅱ-40050)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1218号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
三尾1(5-381-1-010)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1219号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
堅田1(6-401-1-002)、塩谷(6-401-1-003)、畑崎1(6-401-1-004)、櫛ヶ峰2(6-401-1-006)、仲田(6-401-1-033)、堅田2(6-401-1-034)、上地1(6-401-1-035)、箱嶋(6-401-2-001)、羽山(6-401-2-002)、堅田4(6-401-2-004)、畑崎2(6-401-2-005)、畑崎3(6-401-2-006)、上地2(6-401-2-019)、天狗谷3(6-401-3-001)、寺の腰4(6-401-3-019)、円谷1(6-401-3-020)、円谷2(6-401-3-021)、円谷4(6-401-3-023)、西谷川(6-401-1-028)、西川(6-401-1-029)、寺の腰2(6-401-1-032)、大坪(6-401-1-036)、福田1(6-401-1-037)、福田2(6-401-1-038)、福田3(6-401-1-039)、天狗谷1(6-401-2-007)、天狗谷2(6-401-2-008)、西1(6-401-2-016)、西2(6-401-2-017)、天狗谷4(6-401-3-002)、天狗谷5(6-401-3-003)、天狗谷6(6-401-3-004)、見草(6-401-1-060)、椿1(6-401-1-061)、朝来帰1(6-401-1-062-1)、朝来帰1(6-401-1-062-2)、大谷(6-401-1-063)、新田川(6-401-1-064)、朝来帰2(6-401-1-065)、椿2(6-401-1-066)、椿3(6-401-1-067)、新田1(6-401-2-051)、新田2(6-401-2-052)、新田3(6-401-2-053)、橘1(6-401-2-054)、橘2(6-401-2-055)、朝来帰3(6-401-2-056)、椿4(6-401-2-057)、市江1(6-405-1-001)、市江2(6-405-1-002)、笠甫1(6-405-1-004)、笠甫2(6-405-1-005)、市原下(6-405-1-006-1)、

日置1(6-405-1-007)、日置2(6-405-1-008-1)、日置2(6-405-1-008-2)、日置3(6-405-1-009)、古屋1(6-405-1-010-1)、古屋1(6-405-1-010-2)、古屋1(6-405-1-010-3)、牛の谷(6-405-2-001)、市江4(6-405-2-002)、志原2(6-405-2-004)、志原上1(6-405-2-005)、志原上2(6-405-2-006)、上町1(6-405-2-008)、上町2(6-405-2-009)、日置日の出3(Ⅲ-3756)、日置日の出1(Ⅲ-3757)、日置日の出2(Ⅲ-3758)、日置志原上1(Ⅲ-3759)、日置志原上2(Ⅲ-3760)、日置志原上3(Ⅲ-3761)、日置志原下1(Ⅲ-3762)、日置志原下2(Ⅲ-3763)、日置松原1(Ⅲ-3764)、日置松原2(Ⅲ-3765)、日置日の出5(I-60094)、日置松原3(Ⅱ-60095)、日置志原9(Ⅱ-60096)、日置志原6(I-60097)、日置松原4(Ⅱ-60098)、日置志原8(Ⅱ-6589)、日置志原1(Ⅱ-6590)、日置志原2(Ⅱ-6591)、日置志原3(Ⅱ-6592)、日置志原4(Ⅱ-6593)、日置志原5(Ⅱ-6594)、日置1(Ⅱ-6595)、日置2(Ⅱ-6596)、志原(2)(Ⅱ-6631)、日の出(I-1642)、日置(I-1643)、笠甫地下(I-1644)、市江(I-1645)、目戸(I-1646)、市江(2)(I-1647)、志原(1)(I-2326)、笠甫下谷(I-2331)、市江(2)・市江(3)(I-4455)、日置市江2(I-4456)、志原(I-4459)、日置3(I-4460)、市江(2)(Ⅱ-6581)、日置市江3(Ⅱ-6582)、日置市江4(Ⅱ-6583)、日置市江5(Ⅱ-6584)、日置笠甫(Ⅱ-6587)、日置志原7(Ⅱ-6588)、椿橋4(Ⅱ-5940)、椿橋3(Ⅱ-5941)、椿橋2(Ⅱ-5942)、椿橋1(Ⅱ-5943)、椿新田1(Ⅱ-5945)、椿朝来帰3(Ⅱ-5947)、椿朝来帰2(Ⅱ-5948)、椿朝来帰1(Ⅱ-5949)、椿橋9(Ⅲ-3343)、椿橋8(Ⅲ-3344)、椿橋7(Ⅲ-3345)、椿新田6(Ⅲ-3346)、椿新田7(Ⅲ-3347)、椿新田8(Ⅲ-3348)、椿7(Ⅲ-3350)、椿8(Ⅲ-3351)、椿新田5(I-4337)、椿12(I-4344)、椿谷(Ⅱ-5919)、見草5(Ⅱ-60116)、朝来帰5(Ⅱ-60117)、朝来帰6(Ⅱ-60118)、新田9(Ⅱ-60119)、椿9(I-60120)、椿10(I-60121)、椿13(Ⅱ-60122)、椿14(I-60123)、椿15(Ⅱ-60124)、細野(I-1540)、細野(I-1541)、細野2(I-4296)、堅田池田1(Ⅱ-5820)、堅田池田2(Ⅱ-5821)、堅田池田3(Ⅱ-5822)、堅田1(Ⅱ-5823)、堅田細野1(Ⅱ-5824)、堅田畑崎1(Ⅱ-5826)、堅田畑崎2(Ⅱ-5827)、堅田藤島3(Ⅱ-5831)、堅田細野3(I-4297)、細野3(I-4298)、細野4(I-4299)、堅田細野4(Ⅲ-3251)、堅田18(I-1565)、堅田19(I-1566)、堅田(I-1569)、堅田7(I-4300)、堅田20(I-4301)、堅田21(I-4302)、堅田22(I-4303)、堅田23(I-4304)、堅田5(I-4305)、堅田善行1(I-4316)、才野1(I-4317)、堅田4(Ⅱ-5833)、堅田6(Ⅱ-5834)、堅田善行2(Ⅱ-5859)、堅田西1(Ⅱ-5860)、堅田西2(Ⅱ-5861)、堅田8(Ⅱ-5862)、堅田西3(Ⅱ-5863)、福田(Ⅱ-6611)、堅田13(Ⅲ-3284)、堅田14(Ⅲ-3285)、堅田15(Ⅲ-3286)、堅田16(Ⅲ-3287)、堅田善行4(Ⅲ-3288)、堅田善行5(Ⅲ-3289)、堅田善行6(Ⅲ-3290)、堅田仲田4(Ⅲ-3293)、堅田東条(Ⅲ-3294)、堅田17(Ⅲ-3295)、見草(I-1595)、出島(I-1596)、大谷(I-1597)、塩路(I-1598)、椿(I-1599)、椿谷(I-1600)、椿(I-1601)、椿見草2(I-4335)、椿見草2(I-4336)、椿新田4(I-4338)、椿新田3(I-4339)、朝来帰(I-4340)、椿2(I-4341)、椿11(I-4342)、椿1(I-4343)、椿3(I-4345)、椿見草4(Ⅱ-5936)、椿見草3(Ⅱ-5937)、椿橋6(Ⅱ-5938)、椿橋5(Ⅱ-5939)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

細野(6-401-1-001)、櫛ヶ峰1(6-401-1-005)、寺の腰1(6-401-1-031)、堅田3(6-401-2-003)、寺の腰3(6-401-2-018)、市江3(6-405-1-003)、市原下(6-405-1-006-2)、古屋1(6-405-1-010-4)、塩野3(6-405-1-042)、志原1(6-405-2-003-1)、志原1(6-405-2-003-2)、志原下(6-405-2-007)、堅田細野2(Ⅱ-5825)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1220号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成23年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人日本建築センター
- 2 変更前の住所
東京都千代田区外神田六丁目1番8号
- 3 変更後の住所
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
- 4 変更前の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区外神田六丁目1番8号
- 5 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
- 6 変更年月日
平成23年11月7日

訓 令

和歌山県訓令第12号

庁中一般
各 かい
各地方機関

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県公有財産事務規程(平成10年和歌山県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「行政財産の使用許可(第22条-第26条)」を「行政財産の使用(第22条-第26条の2)」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

(行政財産の使用許可をすることができない場合)

第23条の2 行政財産は、自己又は自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者、その他実質的に関与している者が次の各号のいずれかに該当する場合、使用を許可することができない。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下この条において「暴力団員等」という。)であると認められる者
 - (2) 暴力団(暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
 - (4) 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (6) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- 第26条の次に次の1条を加える。

(行政財産の貸付け)

第26条の2 行政財産の貸付けは、自動販売機の設置の用に供する場合その他知事が適当と認める場合に行うことができる。

- 2 行政財産の貸付料は、競争入札又は見積合わせによる決定金額とする。
- 3 部局長は、その所管する行政財産について貸付けをしようとするときは、あらかじめ、総務部長に協議しなければならない。ただし、自動販売機の設置の用に供する場合の貸付けについては、総務部長への協議は必要ないものとする。
- 4 第23条の2、次条第1項及び第2項、第29条の3並びに第30条第2項の規定は、行政財産の貸付けについて準用する。

第27条の次に次の1条を加える。

(普通財産の貸付けをすることができない場合)

第27条の2 第23条の2の規定は、普通財産の貸付けについて準用する。

第32条の次に次の1条を加える。

(普通財産の売払い等をすることができない場合)

第32条の2 第23条の2の規定は、普通財産の売払い等について準用する。

附 則

この訓令は、平成23年11月18日から施行する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成23年9月29日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年11月18日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 藤 山 将 材
 和歌山県監査委員 服 部 一

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
那賀振興局 紀北県税事務所	平成23年9月29日 ”

和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県立貴志川高等学校	〃
和歌山県岩出警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 那賀振興局地域振興部

(ア) 過年度の未登記処理については、平成22年度末でなお46筆が未登記となっているので、引き続き「登記事務促進対策事業」の推進に努められたい。

(イ) 手数料の支出において、履行確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 支出負担行為が地域振興部の出納員に合議されていなかったなので、適正に処理されたい。

(エ) 代表者印はあるが、住所及び氏名のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があったので、適正に処理されたい。

イ 那賀振興局健康福祉部

(ア) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成22年度末で約646万円となっており、前年度末に比し約80万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 生活保護費返還金の未収金については、平成22年度末で約133万円となっており、前年度末に比し約411万円減少している。

今後も、紀の川市及び岩出市の福祉事務所と連携を図りながら、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成22年度末で約76万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成22年度末で約31万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(オ) 集中調達外の消耗品の納品において、納品書に発注課の受付印、個人印の押印を行っていないものがあったので、平成21年1月5日付け第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(カ) 冷蔵庫を廃棄しているが、物品不用調書及び不用品処分調書が作成されていなかったなので、適正に処理されたい。

ウ 那賀振興局建設部

(ア) 道路占用料の収入未済額は、平成22年度末で約11万円となっており、前年度に比し約1万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 国土交通省近畿地方整備局長による河川の占用許可に係る占用料の収入調定において、平成22年度中に許可期間が満了する場合でも、引き続き現行の許可内容どおりに許可されると想定し、占用許可の通知前に占用料の収入調定を行っているが、収入調定は、同局長による河川の占用許

可通知に基づき適正に処理されたい。

また、占用許可面積の増減が占用料に反映されていないものがあったので、適正に処理されたい。

(ウ) 県知事管理河川において、占用料算定の基礎となるデータが整理されていないので、適正に処理されたい。

(エ) 納入通知書を送達済みの河川占用料について、納入義務者が現金を持参したため、出納員が収納しているが、収納手続が誤っていたので、今後適正に処理されたい。

(オ) 特殊車両の修繕については、昨年度、業者選定及び契約方法について検討するよう指導したところであるが、一部部品の調達については、複数の見積りによることなく同一業者から納入されているので、適正に処理されたい。

エ 紀北県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は94.3%と前年度に比し0.1ポイント増加しており、平成22年度末の収入未済額も約4億6,866万円と、約6,192万円減少している。

しかしながら、個人県民税については、収入率は93.9%と前年度に比べ0.1ポイント増加しているものの、県税全体の収入未済額における個人県民税の収入未済額が占める割合は、約72%と大きなものとなっている。このため、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和22年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 地域振興部から手交された切手について、郵便切手類使用簿に発送先等を記入することなく使用していたので、適切に処理されたい。

オ 和歌山県立那賀高等学校

社印はあるが代表者印の押印がない請求書で支払いをしているものがあったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立貴志川高等学校

家庭科教室清掃委託業務について、仕様書に業務完了報告書の提出を規定しているが、当該報告書が提出されていなかったため、適切に処理されたい。

キ 和歌山県岩出警察署

道路標識の緊急小規模修繕(5万円未満)について、同一業者と随意契約を行っているため、業者の選定が公平となるよう改善されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。